

# 内部障害者にも年金を支給 国民年金 申請免除の受付開始

国民年金法における障害福祉年金の支給対象範囲に、昨年の8月1日から次のような障害が加えられております。

- 1 結核による身体の機能障害
- 2 結核で長期にわたって安静を必要とする病状
- 3 喘息、慢性気管支炎などの呼吸器の機能障害
- 4 精神障害（異状性格、ノイローゼ、精神薄弱を除く）

そして、この障害の原因となった病気について、始めて医師の診療を受けた日から、3年たった月において、日常生活が自分1人ではできない程度である20才から69才までの人が支給対象となり年額21,600円が支給されることになっています。なお、拠出年金加入者で38年5月1日以降に内部障害者となった人も保険料を完納していれば障害年金を受けられます。

国民年金に加入している方で、収入がすくなくて、生活が

苦しい方や、災害、病気などの特別な事情により保険料を納めることが困難と思われる方は、免除（保険料を納めなくてもよいということ）の申請を提出することが必要です。

この申請を、年金係に提出すると、係では申請者の所得と資産を調査し、この結果、どうしても保険料を納めることが無理な状態があれば、市では県知事の承認を得て保険料の免除をすることになっています。

県知事の承認を得られれば、保険料は1年間免除されることになっておりますので、免除を希望する方は、各自に配付してある納付書と印かんを持って6月末日まで年金係に届けてください。

期限まで届出しませんと、せっかくの年金がもらえなくなりますので、申請の期限は必ず守るように心がけて下さい。

## 協定賃金を守りましょう

農家の皆さんの利益代表機関である農業労働力調整協議会が主体となって、昨年までの労賃の実態や、その他の諸調査の結果に基づいて協議しました。

### 昭和40年度農業臨時雇用協定賃金表

作業種別	姓別	協定賃金額	摘 要
田 植	男	600円	小昼は50円以内（1日）
	女	600円	
除 草	男	600円	"
	女	600円	
稲 刈	男	600円	東刈りの場合 " 1束3円50銭
	女	600円	
耕うん作業	整地	1,100円	" 大型トラクターを除く
	未整地	1,300円	
しろかき	整地	600円	"
	未整地	700円	
農 耕 馬	馬のみ	1,200円	
(普通畑など その他雑作業)	男	600円	"
	女	500円	
果樹袋かけ	男	400円	"
	女	400円	

この結果、次の表のような協定賃金がきまりました。

この協定賃金は、近年、他産業の労働力不足の影響を受けて、農業労賃がいたずらに上昇することを防ごうとするともに、労賃の安定化を維持しながら、農業経営の生産コストをおさえ、農業所得の向上をはかるようとするものであります。農家のみなさんが、この主旨を十分いかして、雇入れの場合には、この協定賃金以内にとどめるよう、お互いに守りたいものです。

## 「農林漁業資金」を活用ください

農家の皆さん方が近代的な農業を営まれるためには、まづもって、土地の基準整備を行なうことが必要であると思われます。

農林漁業資金は、この事業を行なう皆様に長期で、低利な融資をするものです。

### 年 利 率

- ① 国の補助を受けない事業＝3分5厘
- ② 災害復旧事業＝5分
- ③ 国の補助を受けて行なう事業＝6分5厘

償還期限はいずれも据置期間を含め25年以内ですので、この資金を利用したい方は

農林事務所 県信連支所  
秋田銀行各支店 羽後銀行各支店  
にご相談ください。

## 第66回 東北市長会開かる

第66回の東北市長会が、この24、25、26の3日間、市民体育館で、東北六県の62の市からそれぞれの市長などが出席して盛大に行なわれております。本市での開催は、県内では秋田市につづくもので、市としても、東北六県の市

長の方々に当市の発展した姿を見ていただけのわけでもあり、総会の成功を期して全職員あげて協力しています。

この総会のことについては次号でお伝えますので次号をご期待ください。

# 火災の電話は 火災専用電話